(2)　確認大学等の設置者は、過去に入学金減免を受けたことがない授業料等減免対象者に対して、入学金減免を行うものとすることとした。（第三条第二項関係）

㈣　法第一六条ただし書の政令で定める場合

法第一六条ただし書の政令で定める場合は、法第一五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第一五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第一三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第五〇号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正

㈠　学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額

学資支給金の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免を受ける者（教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者であるものを除く。）に対する第一種学資貸与金の月額については、学校等及び通学形態の区分に応じ、第一種学資貸与金の上限の額から次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として学生又は生徒が一定の範囲で選択する額とすることとした。（機構法施行令第一条の二第一項関係）

(1)　当該学生又は生徒につき一定の方法により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を一二で除した額（その額に一〇〇円未満の端数が生じた場合には、これを一〇〇円に切り上げた額）

(2)　当該学生又は生徒につき学校等及び通学形態の区分に応じ、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四九号）第二条第一項第一号の表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三万円。以下「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を一二で除した額（その額に一〇〇円未満の端数が生じた場合には、これを一〇〇円に切り上げた額）

㈡　学資支給金の額

(1)　学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る次のイからハまでに掲げる支給額算定基準額の区分に応じ、当該イからハまでに定める額（ロ又はハに定める額に一〇〇円未満の端数がある場合には、これを一〇〇円に切り上げた額）とすることとした。（機構法施行令第八条の二第一項）

イ　一〇〇円未満　学校等及び通学形態の区分に応じ、一万七、五〇〇円から七万五、八〇〇円までで定める額

ロ　一〇〇円以上二万五、六〇〇円未満　㈠に定める額に三分の二を乗じた額

ハ　二万五、六〇〇円以上五万一、三〇〇円未満　㈠に定める額に三分の一を乗じた額

(2)　「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一〇〇円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二五年法律第二二六号）第二九五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいうこととした。（機構法施行令第八条の二第四項関係）

イ　学資支給金が支給される月の属する年度分の市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額に一〇〇分の六を乗じた額

ロ　学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三一四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（指定都市により当該年度分の市町村民税の所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

㈢　学資支給金の支給の期間

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、次の(1)又は(2)に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該(1)又は(2)に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うこととした。（機構法施行令第八条の三関係）

(1)　過去に学資支給金の支給を受けたことがない者　当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二四月を超える場合には、二四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四八月を超える場合には、四八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。以下同じ。）

(2)　過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者　当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七二月を超える場合には、七二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

2　経過措置

機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において学資支給基金に残余があるときは、国庫納付金の計算書に、旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三〇日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならないこととした。（第三条第一項関係）

3　施行期日

この政令は、支援法の施行の日から施行することとした。